

平成28年9月16日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成28年9月16日（金曜日）午後3時開会

出席委員（6名）

委員長 浅野敏江君

副委員長 土見大介君

委員 西村勝男君

菊地進君

阿部かほる君

小高洋君

出席議長団（2名）

議長 香取嗣雄君

副議長 伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤昭君

副市長 内形繁夫君

健康福祉部次長

2

兼社会福祉事務所長

兼生活福祉課長

健康福祉部長 桜井史裕君

川村淳君

健康福祉部

子育て支援課長

木村雅之君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

事務局次長

兼議事調査係長

鈴木忠一君

議事調査係主査 平山竜太君

議事調査係主事

片山太郎君

会議に付した事件

議案第62号 塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

午後3時00分 開会

○浅野委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第62号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の1件であります。

これより議事に入ります。

議案第62号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第62号塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例に関する追加資料についてご説明いたします。

まず、本日追加配付させていただきました民生常任委員会資料の表紙をごらん願います。

本日、追加配付させていただいた資料は、1番の塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理に係る業務内容、基本事項、選定基準案についてでございます。それから、2番の同じく指定管理の検討経過、3番の放課後児童クラブ保護者代表意見交換会の概要のほか、参考資料として1番と2番の放課後児童健全育成事業の設備、運営に関する基準、放課後児童クラブ運営指針、この2つは国が定めた基準、指針でございます。さらに、3番目に、国が定める基準をもって本市の基準とすることを定めた本市の基準条例、塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を添付してございます。

それでは、お手元の追加資料の1ページをお開き願います。

塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理に係る業務内容、基本事項、選定基準案についてでございます。それでは、ローマ数字のI番、指定管理の業務内容についてでございます。この指定管理の業務内容は、事業者を公募する際の募集要項の一部を成す仕様書に当たるものでございますので、本日の資料では事業者の公募、選定から契約行為までに支障のないよう、その骨子を記載しておりますのであらかじめご了承ください。

1番の趣旨でございますが、こちらには、放課後児童クラブの施設及び藤倉児童館について、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的としております。

2番の放課後児童クラブ及び児童館の概要ですが、(1)放課後児童健全育成事業については、共働き家庭などの児童に対して遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成と保護者の就労等を支援すること、これまでの保育の視点に加え、教育の視点を加えた魅力的なプログ

ラムを策定し、人間関係、表現など多面的な領域を通じて発達を支援すること、(2)とし
まして、児童健全育成事業については、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操
を豊かにする事業を行うこととしております。

3番の放課後児童クラブ及び児童館の管理運営の基本方針ですが、管理運営に当たっては4
項目を基本として実施することとしております。(1)放課後児童クラブ運営指針等に基づ
く専門性の向上については、児童クラブ及び児童館に常勤職員を配置し、運営の安定化や職
員の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な研修計画等を提案し、それに基づいて実施
すること。放課後児童支援員に必要な研修を積極的に受講させるなど専門性を携えた人材を
育成すること、支援を必要とされる児童を支援するに当たっては、専門職員として専門的な
知識を携えた人材を育成すること、(2)生活習慣・学習習慣の定着については、児童の基
本的な生活習慣を育成するとともに、教育的な視点を取り入れた遊びや学習習慣の定着を図
るプログラムを策定し取り組みに努めること、学校における放課後の学習活動や生涯学習活
動等と連携し、新しい学びの機会の提供に努めること、(3)支援を要する児童の受け入れ
については、障がい児等支援を要する児童の放課後児童クラブへの受け入れについては、事
業運営に大きな支障を来す場合を除き受け入れをすること、教育を希望する保護者には、放
課後デイサービスの情報提供を行うとともに、デイサービスを利用する児童に対しては当該
施設と連携を図りながら適切な支援の提供に努めること、(4)地域交流促進事業について
は、児童クラブ利用者や児童館利用者と地域の人々が連携し、地域コミュニティの活性化
とボランティア活動団体等の育成支援による地域世代間交流や学生ボランティアの受け入れ
による生涯学習などの実施に努めること。これらを基本方針として実施していただくこと
になります。

2ページから3ページに記載の、4番放課後児童クラブ及び児童館の概要と、3ページから
4ページにかけて記載の5番開館日及び開館時間では、放課後児童クラブと藤倉児童館の所
在地、施設規模と、開館時間、開館日を記載しております。

4ページの6番の利用料金ですが、(1)放課後児童クラブでは、利用料金制度を規定して
おりますが、利用料金には塩竈市放課後児童クラブ条例の定める額以内で指定管理者が市長
の承認を得て定めるものとしております。(2)藤倉児童館の利用料金は、無料とします。

7番の指定管理者の指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とし
ております。

8番の法令等の遵守については、管理運営に当たっては、この業務内容のほか、関係法令等を遵守する規定を設けております。遵守すべき主な法令等については、指定管理者募集に当たっての基本事項、この資料の16ページから17ページにかけて記載しておりますので、後ほどご説明いたします。

9番の指定管理者の業務内容についてですが、ここから先は重要と思われる項目のみご説明させていただきます。

まず、3番の、管理運営の基本方針に沿って業務に当たっていただく内容です。(1) 共通事項のうち、1) 施設の運営管理業務についてです。

5ページをお開き願います。

エの施設の保全及び軽微な修繕業務等の施設維持に関することでは、建物、設備、備品のほか、法定あるいは定期点検、日常的な保守点検など、性能及び美観等の維持に努めていただきます。

キの安全対策、緊急時対応、衛生管理、防災・防犯対策等の危機管理業務に関することについては、記載のとおりでございますが、安全対策については特に万全の対策を講じていただくことを考えております。

クの要望・苦情への対応に関すること、コの個人情報に関すること、サの情報セキュリティ対策に関すること、シの情報公開に関することについては記載のとおりであります。

スの職員の勤務体制に関することの職員の配置基準及び職員の要件については、この資料の12ページに記載している別表1、職員の勤務体制のとおりとしております。

5ページに戻ります。セの職員の研修に関すること及び6ページのソの地域コミュニティの活性化やボランティアの育成支援などは、先ほど3番の管理運営の基本方針でご説明した内容と同様であります。

続きまして、2) その他の業務についてでございます。カの事業の確認及び評価等に関することについてです。①事業成果の確認と自己評価ですが、こちらが議案資料にも記載しておりましたモニタリングに関する項目でございます。事業成果の確認と自己評価を実施することで、課題と改善点の把握による事故・事件の未然防止、あるいは適切な業務水準の把握による事業の継続性の担保、そして、市民ニーズの的確な把握とサービスの向上を図ろうとするものでございます。その内容としては、A、日常における確認と、B、定期的な確認に記載の内容により指定管理者が実施するものです。②評価については、指定管理者の自己評価

結果に基づき、指定管理の業績評価を市が行うものとなります。また、③改善指示・命令は、評価によって管理運営業務が適正に行われていないと認めるときに指定管理者に対し改善等の指導や指示を行うものです。

7ページをお開き願います。

(2) 個別事項のうち、1) 放課後児童クラブについてですが、主にウとエに記載の項目は、先ほど3番の管理運営の基本方針でご説明した内容と同様でございます。2) 藤倉児童館については記載のとおりであります。

8ページをごらんください。

10番のリスクの分担についてでございますが、市と指定管理者とのリスク分担については、この資料の13ページの別表2、リスクの分担のとおりとなりますが、別表2に定める事項で疑義がある場合、または別表2に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議することとしております。

8ページの11番、指定管理者が管理運営を行う経費についてでございます。

(1) 指定管理料に含まれる経費についてですが、施設の管理上、必要となる費用の積算額は、14ページの別表3、経費項目一覧のとおりであります。なお、利用者、業務従事者、第三者が施設に対して損害を与えた場合には、基本的には指定管理者がその損害を賠償するものとし、そのための施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入するものとしております。

(2) には、指定管理料の支払い、(3) には指定管理料に係る税金の取り扱い、9ページの(4) には指定管理料の積算に係る消費税の取り扱い、(5) には指定管理料の変更について定めております。

13番の定例運営連絡会議の開催についてですが、毎月事業運営に係る連絡会議を開催し、市や関係機関との情報交換により運営内容の確認を行っていくものです。

10ページの18番、事業の継続が困難となった場合の措置等については、(1) の指定管理者の責めに帰すべき事由による場合と(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合とに分けて定めております。

12ページをお開きください。

こちらには、別表1としまして職員の勤務体制を記載しております。児童館、放課後児童クラブの開設時間と配置職員数を提示しております。

13ページをお開きください。

こちらには、別表2としましてリスクの分担を、14ページの別表3には経費項目一覧を掲載しております。

15ページをお開きください。

ローマ数字のⅡ番、指定管理者募集に当たっての基本事項でございます。この資料は、事業者を公募する際の募集要項に当たるものです。本日の資料では、先ほどと同様に、支障のない範囲内でその骨子を記載しておりますのであらかじめご了承願います。ここからが募集に関する内容となりますが、こちらの資料も重要と思われる項目のみご説明させていただきます。

16ページの下の方になりますが、7)の関係法令等の遵守については、先ほど法令等の遵守で説明しましたが、アの地方自治法から17ページのト塩竈市個人情報保護条例まで関係法令を記載しております。なお、網かけの参考資料と記載されている項目につきましては、この資料の後ろの方に添付している資料でございます。

(5) 指定管理者の募集方法及び選定には、公募型プロポーザル企画提案方式で実施し、以下、選定方法、選定の手続、企画提案プレゼンテーションについて記載しております。

18ページをごらんください。

(6) 応募者の参加資格等には、1) 応募資格、2) 募集要項の配布、説明会等、3) 応募の受け付け、4) 応募書類等、5) 応募に当たっての留意事項を記載しております。

19ページをお開きください。

(7) 選定基準及び候補者の決定方法には、1) 選定基準、2) 候補者の決定方法を記載しております。選定基準については、この資料の21ページにローマ数字のⅢ、指定管理者の選定基準を資料として掲載しております。

20ページをごらんください。

3番の指定管理料ですが、募集に当たっては、指定管理料の上限額を提示して、その金額以内で事業収支計画書を作成していただくこととしております。

21ページをお開き願います。

こちらは、先ほどの指定管理者の選定を行う際の選定基準であります。提案内容の評価項目を示してありますが、こちらに沿って配点が割り振られていくことにしております。

以上、ご説明してきた内容が、指定管理に係る業務内容、基本事項、選定基準案でございます。

す。

続きまして、22ページをごらんください。

こちらは、塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブ指定管理の検討経過をまとめた表であります。今回の指定管理の検討に当たりましては、平成27年5月から課内では検討を開始しておりました。当初は指定管理あるいは業務委託等を行っている自治体の状況調査から始まった状況であります。また、同年7月以降、児童館と放課後児童クラブの運営について、手法の検討や事業者の参考見積もり、あるいは可能性の調査を行い、実施時期等について検討してきたところであります。平成28年に入り、指定管理者制度の可能性を検討し、平成28年5月の庁議において一定の方向性を示したところです。最終的には、平成28年7月の庁議で意思決定し、8月の民生常任委員協議会での報告と今回の議案提案をさせていただきました。

続きまして、23ページをごらんください。

こちらは、塩竈市放課後児童クラブ保護者代表意見交換会の概要です。去る9月12日、藤倉児童館におきまして各児童クラブの保護者会会長にお集まりいただき、意見交換会を開催させていただきました。その概要をまとめたものでありますが、市側の説明に対し、各代表から質問やご意見をいただきました。

25ページの今後の児童クラブへの要望にも記載しておりますが、市が課題に取り組んで子供たちの環境がよくなるのであれば指定管理制度に賛成するといったご意見もありました。このほかにも、今後のご意見、ご要望などをいただきましたので、それらを検討しながら進めさせていただければと考えております。以上が追加資料の主な説明でございます。

なお、28ページ以降には、参考資料として厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と、放課後児童クラブ運営指針、塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を添付しておりますのでご参照ください。

子育て支援課からは、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○浅野委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。小高委員。

○小高委員 大変詳細な資料をつくっていただきましてありがとうございます。

それで、この資料の中から何点か、読ませていただきましたところでお聞きをしまいた

と思います。よろしく願いをいたします。

それで、1点目からいきなり質問ということではなかったんですが、まず1ページのところ、3番のところになります管理運営の基本方針のところでありますが、従事者については必要な研修を積極的に受講させるなど専門性を携えた人材を育成することというふうになっておりまして、恐らく指定管理というものを考えると、その中でさまざま考えられていくのだろうというふうに思うわけでありますが、その研修というところに当たっては、指定管理者のほうで主体的に考えるということなんですか、それとも、市のほうでもある程度提案をしながらこういった研修がありますよという提案もしていくのか、そのあたりをお聞かせください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 研修につきましては、指定管理者が考える研修もございますが、やはり支援員の資格に必要な県が実施する研修のお知らせも、市のほうから行うこととなります。それとあわせて、やはり市のほうで何らかの研修があれば指定管理者のほうにもお知らせするような形にはなるかと思えます。そういったものに対して、そういった研修を通じて専門性を高めていっていただきたいと考えているところです。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やはりこれまでの学童保育が抱えていた問題の1つというところで、やはり研修制度をなかなか充実させることができなかつたと、あるいは、提案をしても人が足りなくてなかなか出られないといったような状況もあったようですので、そのあたり、ぜひ市のほうでもイニシアチブをとって万全の体制をとるというふうをお願いしたいと思います。これはたまたまきょうの朝、新聞で見たんですが、発達障がいの見守り、松島をモデルということで、県が支援事業ということもありましたので、こういったものさまざまお考えいただきながら進めていただきたいと思えます。

それで、次に移ってまいります。2ページ上段のところ、支援を要する児童の受け入れ(3)番のところでありますが、この文言を見ますと、「療育を希望する保護者には放課後等デイサービスなどの情報提供を行うとともに、同デイサービスなどを利用する児童に対しては当該施設と連携を図りながら適切な支援の提供に努めること」というふうにございます。それで、この部分で保護者の理解というものが恐らく大変重要になってくるのだろうという

ふうと考えておりました、例えば運営指針の関係、この資料で言いますと42ページの大きな3番の(2)番のところにもありますとおり、特別な支援が必要なお子さんに対して、こういった支援の提供等を行う際は、やはり子供と保護者の安定した関係の維持に留意しつつというところをぜひ踏まえていただいて、私のほうからお願いをしたいと思います。ごめんなさい、質問ということではなくてお願いということでありました。

続きまして、同資料の5ページ、6ページのところに移ってまいりたいと思います。

5ページのところでありますが、各項目の片仮名のサの情報セキュリティー対策等の部分でございます。あるいは、コの個人情報に関するところですが、こういった部分、セキュリティー対策、個人情報対策ということで、ある程度、市のほうから離れた部分で管理されるようになるということもございますので、具体的な考え方があれば少しお伺いをしたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 情報セキュリティーと個人情報に関する部分になるかと思えます。

まず、個人情報の部分につきましては、やはり児童生徒、それから保護者といった個人情報を必ず扱うこととなりますので、そういった部分につきましては市の取り扱いに準じた必要な措置をとっていただくことと、やはりそういった個人情報を断りもなく持ち出すとか、そういったことのないようにしていきたいと考えております。考えておりますというか、事業者のほうには強く進めていきたいと考えております。

それと、情報セキュリティーに関する部分になりますが、この部分につきましてもやはりパソコン等のセキュリティー対策というのは十分に行う必要がありますので、その部分についてもこういった項目の中で事業者に対して実施していただくような形になります。以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。しっかりとお願いをしたいと思います。

続きまして、6ページ、お隣のページのところになります。

いわゆる事業の確認及び評価等に関する部分ですが、その自己評価あるいは利用者アンケート調査というところを行うようにというふうに出ているわけですが、こういった部分を今後の事業に活用していくに当たって、例えば公表をする手段だとか、そういった公表に関する部分があれば教えていただきたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回のこの資料の中に、先ほどの5ページの市の部分に、情報公開に関する事とということがございます。「塩竈市情報公開条例第35条の規定に基づき、情報公開に努めること」ということで記載してございますので、そういった部分も含めて、利用者アンケート調査の結果とか、もし公表可能であればそういった部分は公開できるようにしていきたいと考えております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひ積極的な公表をお願いをしたいと思います。自分から取りに行くということはなかなか難しいこともございますので、積極的に公表していただきながら、意見を頂戴しながら、事業の執行に当たっていただきたいというふうに思います。

次に移ってまいります。7ページのところであります(2)の個別事項、ア利用料金の収納等に関する部分であります。あくまで保護者の方から聞かれたというか、そういった懸念の声があったということも聞きまして確認だったんですが、今回、全てのクラブにおいて1つの事業者で運営をされるということで、場所場所でオプションで料金の差が出てくるだとか、サービスに差が出ないようにしてほしいだとか、そういったお話もあったようなんですが、そのあたりに関しては全て一律、差が出るようなことにはならないということによろしいでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 市内の放課後児童クラブにつきましては、同じ事業者が運営するという形になりますので、利用料につきましては一律で同じ金額になるということになります。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 あくまで確認だったんですが、そこにオプションのようなものがついてくるということはないということでいいですね。はい、わかりました。理解をいたしました。

それで、続いて……

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 ただ、オプションといいますか、行事等で実費徴収を行う場合は若干出てくる可能性はあるかと思えます。

○浅野委員長 小高委員、続けてください。

○小高委員 わかりました。ありがとうございます。

実費徴収という点であれば恐らく問題ないだろうと思うんですが、サービスに何だか差があるよみたいな話になってしまうとうまくないだろうということもありましたのでお聞きをいたしました。

次に移ってまいります。12ページのところにございます職員の勤務体制のところ、各クラブ最低1名は常勤職員を配置するということでありまして、これまでの説明の中で、各校にクラブリーダー1名を常勤として配置をするというふうにお聞きをしておりました。その中で、この表を見ると、各校にクラブリーダー1名を配置すること、米印3番ということ、その中で、支援員とする、あるいは従事期間が2年以上というところは載っているんですが、ここに「常勤」という文言は入らないものなんでしょうか、確認をしたいと思います。

○浅野委員長 答弁をお願いします。木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 こちらの資料の中で、「常勤職員」という文言は入っておりませんが、こちらでは常勤職員とすることにしております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。やはり安定性・継続性というところで常勤の方は必ず必要だと思われまので、そのあたり必ずということをお願いをしたいと思います。

次に移ってまいります。16ページのところになります募集に当たっての基本事項の中で、3)の対象者の部分になります。入級対象の部分で、これまでも説明の中で判断を市が行いますということでご説明をいただいておりますが、入級許可は最終的に市長が行いますというような文言がここにございます。ある程度、判断をしていく、あるいは絞り込んでいくようなことを指定管理者のほうで行って、最終的にこうなりましたという部分で市長が判断をするようなところなのか、そのあたりの兼ね合いといいますか、そのあたりを教えてください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 入級許可の部分につきましては、放課後児童クラブの受け付けの部分から許可まで、全て市のほうで行うような形になります。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ありがとうございます。若干、懸念だったものでお聞きをいたしました。

それで、次に移ってまいりたいと思います。22ページに飛びます。塩竈市指定管理の検討経過という中で、これをざっと、これまでの一連の流れというものを見させていただきました。先日の総括の中でも他市町村においては2年ぐらい時間をかけてやっているという中で、これを見ますと平成27年の5月に課内で協議を始めて平成29年の4月ということで、庁内においては2年間ということになるのかもしれませんが、ぜひもう少し前の段階から我々のほうでも参加といいますか、そこにかかわっていきかけたなというような思いがございました。それで、お聞きをしたかったのは、児童館と放課後児童クラブの指定管理について、参考見積書を徴収する事業者を選定したと、平成28年5月というところではありますが、この選定に当たっては誰がどのように選定を行ったのか、差し支えない範囲でお聞きをしたいと思いません。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 市役所の庁内に見積徴収委員会というものが組織されております。副市長を初めとしまして各部の部長、それから契約担当課長、そういった方々が入った見積徴収委員会を開催しまして、その中で業者を選定していただいたという形になります。

○浅野委員長 副市長。

○内形副市長 今、担当課長ご答弁申し上げましたとおり、本市におきましては見積徴収を行う場合につきましては、見積徴収委員会、副市長が委員長で各委員が各部長ということになってございます。そして、見積徴収委員会では、対象業者につきましては、この仕事に実績のある事業者ということで、今回はこのケースでは8社を選定をいたしまして、実質的には5社のほうから見積徴収額をいただいたところでございます。いずれも、出していただいた団体につきましては、先ほど申し上げましたように実績のある団体ということでございます。以上であります。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

これまでさまざまお聞きをさせていただきました。それで、全体的な部分で申し上げますと、なかなかこういったものの協議に当たって難しい点もさまざまあるかと思うんですが、もう少し保護者の方々の意見、そういったものが取り入れられるといいますか、そういった場があるとよかったかなというふうに思うわけであります。先日も申し上げたとおり、9月12日というタイミングでようやく保護者代表意見交換会ということが行われた。その資料もこ

ここに載っておりますが、やはりこういったものをもう少し早く行った上で、そこで出た意見を踏まえながらさまざまご提案いただくというふうなところを、今後も含めてお願いをして、まずは私からの質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。土見委員。

○土見委員 資料の準備、ありがとうございました。私のほうから5点質問させていただきたいと思います。まず、きょうたまたま小高委員のほうから質問あったんですけども、2ページのほうで、児童の受け入れということに対して、事業運営に大きな支障を来す場合を除き受け入れをするというふうに書いてあるのと同時に、受け付けに関しては市が最初から最後まで担当するという文言も16ページのほうにありました。もし例えば市が受け付けて、市長が入級を許可した段階で事業者のほうとして難しいよというような事態に陥った場合というのは、どのような判断をされるのでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、受け付けの関係になります。受け付けにつきましては、市のほうで受け付けをすることになるわけなんですけど、その際にはいつも面接をしながら、児童の状況あるいは家庭の状況とか、保護者とお子さんを連れた状態で面接をしながら受け付けを行っているような状況です。そのときに、例えば放課後等デイサービスとかそういった部分の相談があればご紹介するとか、そういったことも考えられますので、そういったつなぎ役も可能ではないかと考えます。そういった支援を行っていきたいと考えております。

○浅野委員長 課長、最後の答弁ちょっと聞こえなかったのもう一回最後のほうだけ。

○木村健康福祉部子育て支援課長 すみません。最後のほうは。

○浅野委員長 よろしいですか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

受け入れした段階でその児童の状態についてしっかり調査をした上で、事業者と相談して市長が判断するという形になるという認識でよかったですでしょうか。

○浅野委員長 答弁お願いします。桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま担当課長から、受け付け時の手続についてご説明をさせていただきました。その過程でいろいろ相談に応じさせていただいて情報交換しながらということですが、本市の考えでは、全てのお子さんを受け入れさせていただくという考えで臨んでおりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、事業者のほうとしては基本的には拒否はできないということを前提に話を進めるということで安心いたしました。

続きまして、料金引き上げについて、利用料金の決定についてなんですけれども、4ページのほうで利用料金は、真ん中ですね、6番のところに「塩竈市子ども児童クラブ条例の定める額以内で指定管理者が市長の承認を得て定める」ということが書いてあります。それと同時に、保護者の方々の懇談会の中では、利用料金については議会の承認を得なきゃだめですよというような答弁があったのですけれども、この2つの答弁について説明をいただきたいのですが、こちらについてよろしくをお願いします。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、利用料金についてですけれども、条例で定める利用料金につきましては、その上限を定めているような形になります。それで、保護者代表の意見交換会の中では、値上げとかそういったものを危惧された形でありましたので、その場合には条例で定める額を超えることとなりますので、その部分については条例改正が必要になるということで、そのことについては報告書のほうでは書かせていただきました。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

続きまして、21ページになります。21ページの選定基準というところなんですけれども、こちらで実際の配点とかそういうところに関しては省いてあるんだというふうに認識をしておりますが、現状、この資料の中だけでは基準というよりは指針の部分になるのかなというふうに思います。この基準については、実際の基準値というか、配点については選定に支障があるということで今回伏せていただいているということなんですけれども、実際、この指針に沿ってどの程度満たしたら通るのか通らないのかというところが一番気になるころではあると思うのですが。これを踏まえた上で、17ページのほうに戻りまして、実際の選定に移ると、(5)番、選定公募型プロポーザルということなんですけれども、このプロポーザル方式の選定のときには、いわゆるプレゼンテーションをするときには、これは公開にするんでしょうか、一般公開というか。そこについて確認したいと思います。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 まず初めに、21ページの評価の項目等についてご質問いただきました。ご指摘のように、ここに記載させていただいておりますのは評価の項目でございます。私ども、選定に当たりましては、さらにこれに加えて評価のポイントを明記いたしまして、それぞれの選定の委員さん方がそのポイントに基づいて選定できるような形をとっていきたいというふうに考えております。それで、数字として客観的な指標でもって評価をするというふうに考えております。

それと、戻りまして17ページ、(5)の指定管理者の募集方法及び選定、プロポーザル方式をとりたいということがございますが、公開かどうかということがございます。基本的には、公開の場でプロポーザルをしていただくということを考えております。以上です。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

○浅野委員長 内形副市長。

○内形副市長 答弁が漏れておりました。私のほうから1点申し上げたいと思います。

今、土見委員のほうから21ページの評価項目に対する評価基準等々について質問ございました。この件ばかりではなくて、常々、プレゼンテーションで評価するに当たりましては最低点、ボーダーライン、100点法でいきますと60点を切ったらそれはもう失格というようなことでやらせていただいております。60点以上ということでもあります。以上であります。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そこが1つ気になる点ではあったので、非常に安心しております。

最後にもう一点だけ質問させていただきます。6ページ、下段のほう、項目としてはカの中の①の最後と②のところで実際の自己評価に関する部分、先ほど小高委員のほうからもあったのですけれども、ここのところを見ると利用者アンケートをとるのは業者のほうという形に読み取れるのですけれども、自己評価というものは実際に依頼した指定管理の業務が遂行されているかどうかというところをはかる分にはいいのですけれども、利用者アンケート、もしくは市の人が実際に伺って見るような現地調査というものは、この業者さんがやっているサービスの質を見る部分というふうに考えられると思います。これについて利用者アンケートを業者さんがとるとするのは、客観的評価というところから、資料をまとめる際に果たして客観的評価になるのかどうかというところが疑問に思う点ではあります。この点につい

でもしご意見があればお伺いしたいと思います。

○浅野委員長 答弁をお願いします。木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、今回、利用者アンケートの部分については、指定管理者側で行うという形で記載してございます。若干その辺、客観的評価という点では市で行うアンケートというものももしかすると必要になる可能性もあると思いますので、その辺、もう少し時間をかけて考える必要があるかもしれません。その辺、あと検討していきたいと感じます。以上です。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。私のほうからは以上になります。ありがとうございました。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。阿部委員。

○阿部(か)委員 いろいろ、大変細やかな資料を提出していただきましたことを感謝申し上げます。私から1点だけちょっとお聞きしたいと思います。5ページになります。

5ページの指定管理者の方の業務内容のところのキ、安全対策、緊急時対応、衛生管理といったことで、さまざまな緊急時の状況が次の4番目にも出ておりました。4、5というところで、災害時あるいは事故などがあつた場合はというところでも出ておりました。こういうことも細やかに記載されているということは大変よかったですと思います。ここで大事なのが、学校との連携だというふうには私は思います。と申しますのは、先日の台風のとくに、校長先生から学童の先生のところにお問い合わせがあつて、子供さん何人残っていますか、大丈夫ですかという声かけがあつたそうなんです。それで大変感謝したと、大変ありがたかつたという声も聞こえております。指定管理者になったからここは学校とはまた別の組織でということではなくて、子供に関してはどうぞ、そういった連携プレイというのは非常に緊急時は大事でございますので、この辺、ぜひひとつ明記をしっかりとお願いをしたいと思いますのでよろしく願いいたします。その辺のご意見がありましたらどうぞ聞かせてください。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま阿部委員から学校との連携をというお話をいただきました。先日の台風の際にも報告させていただきましたが、各学校の校長先生方、仲よしクラブに足を運んでいただいて子供たちを心配していただいたということでご報告させていただきました。大変ありがたいというふうにご考えているところでございます。

学校の校長先生方につきましては、本年の4月から仲よしクラブのアドバイザーということ

をお願いしております、これまで以上に、学校の担任の先生を含めまして、学校を挙げて仲よしクラブを支援していただけるような仕組みを今、つくっているところでございます。その仕組みについては、指定管理導入後も継続したいということで、先日も臨時の校長会を教育委員会で開いていただきましてこのような動きについてご報告をさせていただき、各校長先生からは、引き続き協力したいというお話を頂戴したところでございますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○浅野委員長 市長。

○佐藤市長 今の部分につきましては、34ページをちょっとお開きいただきたいんですが、基本的に国が出しております放課後児童クラブ運営指針であります、ここの「保護者及び関係機関との連携」の中に、34ページの一番下段から、「学校等との関係機関と連携することにより」ということで、明確にそういったことに取り組むようなことでこの運営指針の中に入っていますので、なお前段の部分についてもしっかりとそういった趣旨を明記するように努力をいたしてまいりたいと思います。以上でございます。

○浅野委員長 菊地委員、どうぞ。

○菊地委員 私からも若干確認させてください。今、阿部委員さんも言っていた学校との連携、そして、市長はちゃんとこう書いてあるからということなんですが、例えば、土曜日の件なんですが、平日であれば職員室なんかもあいているんですが、そういった意味で土曜日の利用について学校の対応というのはどういうふうになるのか。例えば、誰か先生が来ていて職員室があくのか、常には職員室に関係ないから、行かないからそのまま施錠から鍵をあけて、自分で入って、自分で準備をして、あと子供たちが帰ったら施錠して帰るのか、その辺の流れというのか、やり方というのか、どのようにするのか。それとも、どこかの警備会社で管理しているから時間になると電波飛ばして鍵があくようになっているのか、その辺どのようにしていくのか教えてください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、学校のセキュリティーの関係になるかと思えます。今現在、放課後児童クラブを行っている学校の教室につきましては、ほとんどが1階部分になっておりまして校庭側のほうから入り口がございます。その鍵を今現在、こちらのほうでお預かりして、教室の中に入るというような形をとっております。それと、学校のセキュリティーの関係になりますと、扉の部分にはセキュリティーは入っておりません。もちろん、

子どもたちが使うトイレまでの部分の廊下の部分についてもセキュリティーは入っておりますが、やはり一步踏み出すとセキュリティーで、学校の先生方がいないときなどは赤外線で見つかるかとかそういったことがございますので、やはり守られたルール、限られた範囲内の部分で行動するように指導していきたいと考えております。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 何となくわかりました。ただ、同じ学校で放課後、厄介になる児童、なれ親しんだ教室から先輩のいた教室に行ってみたくとか、かくれんぼとかやるとそっちまで行ってしまふようなのがあるのかななんて、そういった意味でセキュリティー。あと、やっぱり職員室、緊急時の場合の対応、先生方が携帯電話を持っているから110番、119番は可能だとは思いますが、学校としての全体のセキュリティー、何か問題が起きたとき市にそれがどういうふうに伝わってくるのかというのは、やっぱり事後報告になるのか、同時に、例えば担当課のほうに来るのか、その辺の対応というのはある程度シミュレーションしていると思うんですけども、ちゃんとしてください。これは要望しておきます。

それで、私聞きたいのは、6ページの改善指示・命令というところでちょっと気になるんですが、こういうことはないと思うんですが、例えば改善等の必要な指示なんかに従わない場合、業務の停止または取り消し、取り消しになるまでは大変なことになるのかなと思うんですが、停止するにしてもその期間、停止から指定の取り消しまでという、その間、子供の安全というのはどう確保するのかなというのがうんと心配なんです。せっかく行って指示に従わなくて停止しますよとなった場合の子供の対応、ほかのクラブに行ってもらおうのか、その間は中止にするのか、その辺の考え方だけ教えてください。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま菊地委員から、6ページの③の改善指示・命令について、万が一、そういうふうになったときはどのようにするのかというご質問を頂戴いたしました。お手元の資料、9ページをごらんいただければというふうに思います。9ページの13番のところに定例運営連絡会議の開催ということで、指定管理者、それから市の関係、毎月1回定例的に情報交換し合うという機会を設けております。私ども、そういう機会を通じまして、万が一にならないように、早目早目に手を打ちながら対応していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 何が万万が一かという、やっぱり幾らなれている指導員さんでも、ほかであったように対象者というかお子様に対しての虐待みたいなこともないわけではないと思うので、そういうことがあった場合の対応がちょっと心配されますので、さっぱり言うこと聞かなくてつい手を上げてしまったというのにはあり得るのかなと、こう思いますので、そういうことも想定していただければなと思っております。あとは、処分何だというのは話し合いで決めていけばいいことであって、ちゃんとしっかりした考えを持って対応していただければなと思っております。

最後になりますが、大変聞きづらいんですが、21ページのいわゆる下段のほうの財務状況、選定するに当たってね。今、こういった福祉関係をやられる方、いろんな、老人福祉もなんですが、大変運営状況というか、財務状況が楽ではないというふうにお伺いしています。ある施設でも、水増し請求して逆に取り消しになったとかありますので、選定するに当たっての評価で財務諸表なんかの判断というのは、何年か前までの例えば決算とかそういうものを出していただいているのか、ただ安定的にやっていますよという報告で経過を見守って選定基準の範囲で点数をつけていくのか、その辺がちょっと心配なところがあるので、下のほうの会社等の財務状況等の考え方、見方、誰がするのか、どういうふうな評価をするのかというのだけ教えていただければ幸いに存じます。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま資料21ページの評価項目の中で、財務状況をどのように判断するのかというご質問を頂戴いたしました。私ども、評価をするに当たって、1回でプレゼンテーションということではございませんで、その前段、書類審査を行った上でプレゼンテーションを開催するという2段階の審査を考えております。その2段階の審査の第1段階の書類審査の中で、市の中にも財務状況に明るい部局がございますので、そちらのほうに相談しながら審査をさせていただくということを1つ考えております。それから、財務諸表、どの程度のものを提出させるのかというお話でございました。今回はまだ案の段階ということでございますが、これまでの公募型プロポーザル方式の例を見ますと、大体過去3年間の財務状況がわかる資料を提出していただいて、それをもとにその団体の財務状況を確認させていただくという手続をとっておりますので、今回についても最終的には指名委員会で要項決定ということになりますが、現段階、事務方の段階ではそのような手続をとりたいというふうに考えております。以上です。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ、8社のうち5社が見積もり関係を出してくださったということで、5社の争いになるのかなと思っていますが、選考に当たっては、塩竈市にとって有益な、そして子どもにとって一番利用しやすいような業者が選定されることを望んで私の質問を終わります。

○浅野委員長 ほかにございませんか。西村委員。

○西村委員 では、1点だけお聞きします。21ページ、管理等についてということで、事故防止、防犯・防災対策についてでありますけれども、さまざまな事犯が起き、被害者・加害者の立場になる可能性もある場合に、けがの場合は損害賠償保険とか何とかで済むんですけれども、法律的なものが起きた場合の対策としては、弁護士さんがいらっしゃいますけれども、学校のほうはまた別の部分で対策を講じておかないと、日常の学校生活を含めて放課後児童クラブなり子供さん方の部分で何か対策を講じていらっしゃればお話しただければ幸いです。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま、評価項目の中の事故防止、防犯・防災対策等についてどのような準備をとるというご質問を頂戴したかと思えます。私ども、施設の中で当然、けが等も予想されますし、あるいは活動を通じて第三者に対してけがを負わせる等さまざまな事故等が考えられます。そのようなものに対しては、それぞれ傷害保険あるいは賠償責任保険等の加入についてもしっかりと協定の中に取り込んでいきたいというふうに考えております。

考え方でございますけれども、リスクの分担表がございます。お手元の資料の13ページでございます。この13ページにそれぞれリスクの対象となる種類、内容等が記載されていますが、一番右側に負担者、塩竈市が負担するのか指定管理者が負担するのかという項目を設けております。当然、公募するに当たっては、ここの内容を埋めまして、どちらが負担するのかというのを明確にしながら公募をさせていただくということになりますが、ただいまご質問いただきました保険の加入についても、それぞれリスク分担を明確にしながら公募をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

それに伴いまして、法律の問題が出てきた場合も被害者・加害者の部分とか、そういう部分をきちっと対応していただければ幸いですので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 済みません、追加で1点だけお聞きをしたいと思います。

21ページの指定管理者の選定基準項目の中で、一番下の部分、提案見積金額についてということでもありますけれども、基本的には債務負担行為限度額ということを示された部分から下の部分で、経費節減等における指定管理料の低廉化の取り組みというところを踏まえながら、どこまで追求できるかという部分になってくるかと思うんですけれども、やはり懸念されるのは、指定管理料を低くする取り組みとサービスを守るという取り組みのバランスがどこまでどのように変わってくるのかというところがやはり懸念をされるわけでありまして、全国、ある自治体の例を見ると、行政のほうで余りにも指定管理料を下げろというような圧力があって、結果、サービスの質が低下したというような事例もございましたが、そのあたり、この評価項目におけるポイント配分というあたりの考え方なのかどうかちょっとわからないんですが、そのあたりについてお考えを確認したいと思います。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ただいま小高委員から、21ページの評価項目の中で一番下にございます見積金額の考え方というご質問をいただきました。安かろう悪かろうでは公募型プロポーザルをする意義が失われてしまいますので、当然、私どもとしてはその配分についてはその辺を考えながら設定していきたいと。ただ、大変申しわけございませんが、今の時点でどのくらいかというご質問に具体的に答弁させていただくことはなかなかできませんが、金額についてもその評価項目の1つであるということをご提案していただく事業者の皆さんには認識していただきたいという思いを込めて、ここに、項目の中に設定させていただきました。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言。小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やはり教育・福祉に係る分野ですので、保育サービスの質というところを私のほうから強い思いを込めてお願いを申し上げまして終わりたいと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後4時08分 休憩

午後4時11分 再開

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 議案第62号に関して附帯決議の提案をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○浅野委員長 ただいま、議案第62号に対して小高委員から附帯決議案が提出されました。なお、附帯決議については、議案第62号の採決後、可決された場合、取り扱うことといたします。

暫時休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時12分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後4時13分 休憩

午後4時19分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、小高委員のほうから附帯決議の提案がありますので、趣旨の説明を求めます。

○小高委員 議案第62号に関する附帯決議についてということで、このことにつきまして別紙で案を提出いたしますので、ただいまよりまずその附帯決議一つを読み上げた後に簡単に趣旨説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、別紙のほうをご参照いただきながら、私のほうでまず読み上げてまいりたいと思

います。

議案第62号に関する附帯決議。

一つ、市の学童保育においては、現状、さまざまな課題・問題が山積しており、早急な改善が求められる一方で、性急な指定管理への移行にはさまざまな懸念も残る。市当局は放課後児童クラブ運営指針の内容を踏まえ、全ての児童と保護者の立場・視点を大前提に、さまざまな子育て支援のあり方について保護者並びに議会、識者の意見を聞く場を設けながら、責任を持って事業執行に努めること。

一つ、指定管理者制度の導入を検討する際に、事業者の選定に当たっては、保護者の代表や識者等がプレゼンテーションなどへの出席などその選考過程にかかわれるよう十分に配慮され、保護者の意見が最大限尊重されるよう努めること。

一つ、事業執行に当たっては、一定期間ごとに保護者・議会を含めた評価の場を設け、学童保育制度そのものが常に磨き上げられ、児童と保護者にとって安心の保育サービスを提供できるよう努めること。

以上、3点を提案をしたいと思います。

それで、簡単に趣旨といいますか、私の思いをお話をさせていただきますと、ここにも書きましたとおり、市の学童保育においてはやはり現状、どうしてもさまざまな課題・問題があるということで、今、早急な改善が保護者の方々からも声が上がっているという状況だと考えております。その一方で、ではその点についてどう解決を図っていくかということで、拙速な指定管理への移行にもさまざまな懸念も残っているという状況の中で、やはり私としてどうしてもお伝えをしたかったのは、保護者の視点というものがなかなか薄い部分があったのかなというふうに思うわけでありまして、今回提出させていただきました3点のうち、1点目は事業が始まるまで、あるいは始まってからという部分において、いかに保護者の意見を取り入れていくかという点に重点を置いたつもりであります。

そして、特にその中でも、スタートするに当たっての指定管理者、事業者への選定に当たって、やはりここは保護者の方、保護者の代表の方もぜひプレゼンテーションなどへの場に出席をいただきながら、その場でもし可能であればご意見等を頂戴しながら、その意見というものが最大限尊重されて、子供たち、保護者の方々によってよりよい業者選定に少しでもかかわれるようにということで、2点目の部分になります。

そして、3点目に当たっては、やはり一定期間ごとに評価をする、自己評価ということがあ

りましたけれども、保護者の方々あるいは議会を含めてしっかりと評価していきながら、それを現場にフィードバックをしていくと。学童保育制度そのものが常に研磨され、磨き上げられて保育サービスが常に向上していくと、こういったことが可能となるよう、その思いを込めて3点を提出をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○浅野委員長 ありがとうございます。

これより議案第62号の附帯決議案についての質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。（「なし」の声あり）

ほかにご発言はないですね。

暫時休憩いたします。

午後4時23分 休憩

午後4時24分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号に対し、別紙案のとおり附帯決議を付すことについて賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第62号に対する附帯決議については、附帯決議を付すことを決しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

大変長時間、ご苦労さまでありました。ありがとうございました。

午後4時25分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 浅野敏江